# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇陀市は、子育て支援に関する事務の特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

### 評価実施機関名

宇陀市長

### 公表日

令和4年12月20日

### I 関連情報

1 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	子育て支援に関する事務
②事務の概要	宇陀市は、子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、教育・保育給付を必要とする児童の支給認定、保育所等の施設を利用する支給認定児童の管理、負担能力に応じた利用者負担額の算定・徴収、及び施設型給付費の支給等の事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定により、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・支給認定に関する事務(申請、審査、認定証の交付、変更、取消、再交付等に関して各種情報を確認)・施設利用に関する事務(申込、審査、利用調整、承諾・不承諾、退所、取り下げ等に関して各種情報を確認)・児童(保育)台帳の管理・利用者負担額に関する事務(決定、変更、減免等に関して各種情報を確認)・施設等利用給付に関する事務(決定、変更、減免等に関して各種情報を確認)・施設等利用給付に関する事務(申込、審査、利用調整、承諾・不承諾等に関して各種情報を確認)・その他子ども・子育て支援事業に関する事務 番号法に基づき、宇陀市は、子育て支援に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	1. 子育て支援システム         2. 団体内統合宛名システム         3. 中間サーバー         4. サービス検索         5. 電子申請接続システム
2. 特定個人情報ファイル	A 名
(1)世帯情報ファイル (2)保育台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の8、94の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第8条、第68条
4. 情報提供ネットワーク	ンステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) :なし (子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :13の項、16の項、116の項 (別表第二省令における情報照会の根拠) :第10条の3、第12条、第59条の2
5. 評価実施機関における	<b>担当部署</b>
①部署	健康福祉部 こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長
	· ————————————————————————————————————

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

郵便番号633-0292

宇陀市役所 総務部 総務課 住所:奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3 電話:0745-82-1301 ファックス:0745-82-3900 請求先

E-mail:soumu@city.uda.lg\_jp

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

郵便番号633-0292

宇陀市役所 総務部 総務課 住所: 奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3 電話: 0745-82-1301 ファックス: 0745-82-3900 連絡先

E-mail:soumu@city.uda.lg.jp

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数										
評価対象の	事務の対象人数は何人か	[	1,000人以上1万人未	≅満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上						
	いつ時点の計数か	令和	令和4年11月1日 時点								
2. 取扱者勢	数										
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か			500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満					
	いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点									
3. 重大事	故										
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	]	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし					

# Ⅲ しきい値判断結果

# しきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類		
	項目評価書 ] 施機関については、それぞれ』	重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 まな全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(ヤ	青報提供ネットワークシステ	ムを通じたス	手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	クシステムを通	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[	]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・3	肖去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[ ] 自己点検	[ ]内:	部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓	<b>养</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている

変更箇所

ļ												
	提出時期に係る説明											
	提出時期	事後	事後									
	変更後の記載	令和4年11月1日時点	令和4年11月1日時点									
	変更前の記載	令和3年9月1日時点	令和3年9月1日時点									
	項目	II 1 対象人数	I 2 取扱者数									
	変更日	令和4年11月1日	令和4年11月1日									